

未入居（申請住宅家屋に住民票を移転していない）の場合

●必要な書類

1. 申立書（原本）

※入居予定年月日については、原則申立日翌日から起算して2週間以内しか認められません。

2. 現在の家屋の処分方法を証するための書類（別表①を参照）

3. 申立日から2週間以内に入居できないことを証するための書類（別表②を参照）

【別表①】 現在の家屋の処分方法を証するための書類

現在の家屋の処分方法	添付書類
(1) 現在住んでいる家屋を売却する場合	売買契約(予約)書、媒介契約書等の写し
(2) 現在住んでいる家屋を第三者に貸す場合	賃貸契約(予約)書、媒介契約書等の写し
(3) 現在住んでいる家屋が借家・借間・寮・社宅・寄宿舎等の場合	賃貸契約書、使用許可証(社宅証明書)の写し、所有者からの上申書（原本）や自分の所有の家屋ではないことを証する書類
(4) 親族の所有する家屋の場合	家屋を所有する親族からの上申書（原本）
(5) 現在住んでいる家屋に親族が住む場合	今後居住する者の上申書（原本）、家屋に転居した親族の住民票の写し
(6) 取り壊す場合	工事請負契約書の写し
(7) 未定の場合	申立書に具体的な理由を記入し、それを明らかにする書類

【別表②】 申立日から2週間以内に入居できないことを証するための書類

所有者本人が入居できない理由	証明する書類
(1) 本人または家族の病気の場合	治療期間の記載のある診断書等の写し
(2) 学校等関係の事情の場合 (入学時期等を合わせる場合)	在園・在学証明書、学生証の写し、または、該当する家族の生年月日を確認できる住民票の写しなど
(3) リフォーム工事の場合	請負工事契約書の写し(工程スケジュールの分かるもの)
(4) 家族で転勤、または単身赴任の場合	赴任先及び、その期間のある在職証明書、(単身赴任)家族の住民票の写し、及び、在職者の在職証明書
(5) 前任人が退去していない場合	売買契約書の写し(引き渡し期日の記載のあるもの)
(6) 抵当権設定登記を急ぐ場合	金銭消費貸借契約書、売買契約書(家屋代金支払期日の記載があるもの)、貸付け等に係る債務の保証契約書(抵当権設定契約書)の写しなど